

2022年1月27日

当行にお借入れ取引のあるお客さま 各位

株式会社あおぞら銀行

事業復活支援金受給のための事前確認の受付について

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた中堅・中小・小規模事業者や個人事業主に対し、中小企業庁より事業規模に応じた事業復活支援金が給付されます。

事業復活支援金の受給申請をされる方は、支援金が誤って受給されることを防ぐため、中小企業庁に登録した機関（以下「登録確認機関」といいます）により、①事業を実施されているか、②事業復活支援金の給付対象等を正しく理解されているか、等の事前確認を受けることが必要です。

当行は、お借入取引をいただいているお客さまからのご要請にお応えするため、事業復活支援金の登録確認機関としての登録を受けています。

当行とお借入取引があり当行での事前確認をご要望のお客さまは、下記窓口までご相談下さい。

なお、当行での事前確認は無償です。

お問い合わせ先	
お取引店の営業担当者	
営業担当者をご不明の場合：お客さまサービス室 03-6752-1135	
受付時間 9：00～17:00（土日・祝日を除く）	

（ご参考）事業復活支援金の概要

給付対象者	下記の①および②の条件に該当する中堅・中小法人、個人事業主等の事業者 ① 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受けていること ② ①の影響を受け、自らの事業判断によらずに2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、基準期間（「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間）の対象月と同月（基準月）の売上高と比べて50%以上又は30%以上50%未満減少していること																		
給付額	$(\text{基準期間の売上高}) - (\text{対象月の売上高}) \times 5$																		
給付上限額	<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">売上高減少率</th><th rowspan="2">個人事業者</th><th colspan="3">法人</th></tr><tr><th>年間売上高 1億円以下</th><th>年間売上高 1億円超～5億円</th><th>年間売上高 5億円超</th></tr></thead><tbody><tr><td>▲50%以上</td><td>50万円</td><td>100万円</td><td>150万円</td><td>250万円</td></tr><tr><td>▲30%以上 50%未満</td><td>30万円</td><td>60万円</td><td>90万円</td><td>150万円</td></tr></tbody></table>	売上高減少率	個人事業者	法人			年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円	年間売上高 5億円超	▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円	▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円
	売上高減少率			個人事業者	法人														
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円		年間売上高 5億円超														
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円															
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円															
*年間売上高とは、基準月を含む事業年度の年間売上高をいいます。																			

※詳細は下記のHPをご参照下さい。

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>